(I) 所得税、市県民税、相続税

障害者手帳をお持ちの方が税の申告をする際に、控除が受けられます。

17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1								
区分	特別障害者		障害者					
	身体障害者手帳	I級、2級	3級~6級	問合せ先				
	療育手帳	AI、A2	BI、B2					
	精神障害者保健福祉手帳 級		2級、3級					
所得税	障害者控除	40万円	2 7 万円	- 島原税務署 0957-62-3281				
	配偶者の扶養控除	同居は35万円						
	扶養控除	加算						
市県民税	障害者控除	30万円	2 6 万円	市役所税務課				
	配偶者の扶養控除	同居は23万円		国保市民税班				
	扶養親族	加算		各総合支所				
相続税	20万円×(85歳-相続者の年齢)		I 0万円×(85歳- 相続者の年齢)	島原税務署 0957-62-3281				

(2)自動車税(環境性能割・種別割)、 軽自動車税(環境性能割・種別割)



《自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割》 県央振興局税務部 TEL: 0957-22-0508

《軽自動車税種別割の減免申請手続き、身体障がい者等の減免》 市役所税務課国保市民税班

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を 受けた方、または家族の方が障がいのある方に代わって通院通学、生業のために自動 車を運転する場合及び単身世帯の障がいのある方が所有し、その障がいのある方を常 時介護する方が運転する場合、自動車税又は軽自動車税の減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障がいのある方 I 人に対し、自動車税又は軽自動車税のいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、自動車税(県税)と、軽自動車税(市税)では異なる部分がありますので、ご注意ください。

○自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割の減免対象者の範囲

障がいの区分		障がいの程度		
		○障がいのある方が運転する 場合(本人運転)	○障がいのある方と生計を ひとつにする者が運転する 場合(家族運転) ○障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する者が運 転する場合(常時介護者運転)	
身体障害者手帳	視覚障害	Ⅰ級~3級、4級のⅠ号 (注Ⅰ)	Ⅰ級~3級、4級のⅠ号	
	聴 覚 障 害	2級、3級	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音 声 機 能 障 害	3級(喉頭摘出による音声機 能障害に限る)		
	上肢不自由	I級、2級	I級、2級	
	下肢不自由	① I 級~6級 ②7級で他の障がいを複合す る場合は手帳の総合等級が I 級、2級	① 級~3級 ②4級~7級で他の障がい を複合する場合は手帳の総 合等級が 級、2級	
	体 幹 不 自 由	Ⅰ級~3級·5級	I級~3級	
	乳幼児期以前の 上肢機能 非進行性脳病変	I級、2級	I 級、2級	
	による運動機能 障害 移動機能	I 級~6級	Ⅰ級~3級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこ う又は直腸・小腸機能障害	I 級、3 級	I 級、3 級	
	肝臓機能障害	I級~3級	I級~3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	I級~3級	I級~3級	
療 育 手 帳		重度(AI、A2)	重度(AI、A2)	
精神障害者保健福祉手帳		1級(自立支援医療(精神通院医療)の認定を受けている 方)	級(自立支援医療(精神通院医療)の認定を受けている方)	

[※]療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、家族運転と常時介護者運転の場合が対象となります。

(注1) 1号…視力 0.12以下、2号…視野 10度

○減免対象自動車の要件

区分	自動車の名義	運転者	使用目的
障がいのある方が自動車を 運転する場合 (本人運転)	障がいのある方	障がいのある方	特に問いません
障がいのある方のために生 計を同一にする方が運転す る場合(家族運転)	又は障がいのあ る方と生計を同 ーにする方	障がいのある方 と生計を同一に する方	専ら障がいのあ る方の通学、通 所、通院、生業 のため
障がいのある方のみで構成 される世帯の障がいのある 方のために常時介護するも のが運転する場合(常時介護 者運転)	障がいのある方 本人	障がいのある方 を常時介護する 方	

○減免申請手続き

- ◆自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割
 - (※様式は振興局又は出張所にあります)

《本人運転の場合》

- (1) 減免申請書 (2) 障害者手帳 (3) 運転免許証 (4) 車検証
- (<u>5</u>) 生計を同一にする者が自動車名義人の場合は生計を同一にすることを証明する書面(住民票謄本又は抄本等)、
- ≪家族運転の場合(本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。)≫
 - (<u>6</u>) 利用目的に応じて通学証明書、通院証明書、生業の実態を明らかにする (確定申告書の写し等) 証明書
 - (<u>7</u>) 障がいのある方と運転者及び車の名義人が生計を同一にすることを証明 する書面(住民票謄本又は抄本等)。
- 《常時介護者運転の場合(本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。)》
 - (6) 運行計画書兼証明書 (7) 誓約書
 - (<u>8</u>) 身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書面(住民票謄本又は抄本等)。
- ◆軽自動車税種別割の減免申請手続き、身体障がい者等の減免 雲仙市税務課までお尋ねください。